

人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民などが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備が求められています。

このような中、国においては、2017年(平成29年)5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法(以下、「法」という。)が改正され、地域福祉計画が、福祉各分野における共通事項を定める、上位計画として位置付けられました。本市においても、「第4次八尾市地域福祉計画」に本市の「地域共生社会」の実現にむけた体制について位置づけ、本市の福祉分野の各計画を包含する上位計画として策定いたします。

第4次計画策定趣旨

- 地域共生社会の実現に向けて改正された社会福祉法を踏まえ、包括的支援体制の整備や地域での支え合いの充実を進めることにより、地域福祉の推進を図る。
- 計画策定の基本視点
 - ① 身近な地域でつながり支えあふ基盤づくりの推進
 - ② 多様な主体の連携・協働の推進
 - ③ 人材確保・育成
 - ④ 成年後見制度利用促進と生活困窮者自立支援方策
 - ⑤ 包括的支援体制による地域福祉の仕組みづくり

計画の位置づけ・計画期間

■ 位置づけ

- ・社会福祉法第107条の規定による市町村地域福祉計画
- ・地域において福祉各分野が共通して取り組むべき事項などを記載し、福祉分野の上位計画として定める。
- ・福祉以外の計画との一体的展開や連携

地域福祉計画の基本理念部分 >>> 社会福祉審議会本審の所掌事項

■ 計画期間 令和3年～令和10年(8年間)

<体系図に係る補足事項>

- ① 地域福祉計画【基本計画】 ※社会福祉審議会本審の所掌事項
地域共生社会の実現に向けて、福祉分野における「包括的な支援体制」の整備に取り組む。
- ② 成年後見制度利用促進計画及び生活困窮者自立支援方策
権利擁護及び生活困窮に対する取り組みについては、基本計画の一部に盛り込み推進する。
- ③ 地域福祉計画を上位計画とする各福祉分野における関連計画
地域福祉計画【基本計画】の実施計画に相当。
- ④ 地域福祉計画との「一体的展開」
地域福祉計画【基本計画】において、共有事項を盛り込む計画。
- ⑤ 地域福祉計画との「連携」
地域福祉計画【基本計画】に共有事項は盛り込まないものの、施策展開において連携が必要な計画。

■ 第4次八尾市地域福祉計画と他計画との関係 <体系図>

